

**コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度）
ガイドライン**

市川市教育委員会

目次

I. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的	
1. これからの学校と地域の連携・協働の在り方	1
2. コミュニティ・スクールの総合的な推進方策	1
II. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置における方針	
1. 国の方針	2
2. 法改正について	2
3. 市川市の方針	2
III. 学校運営協議会の仕組みについて	
1. 学校運営協議会の主な役割について	3
2. 学校関係者評価について	4
3. 専門部会について	5
4. 学校運営協議会の情報提供について	5
【資料1】市川市教育委員会規則第6号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則	7
【資料2】コミュニティ・スクールQ&A	11

I. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的

1. これからの学校と地域の連携・協働の在り方

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

①地域とともにある学校への転換

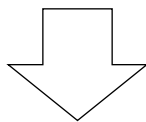
- これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが必要。

②子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築が必要。
- 子どもを軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要。

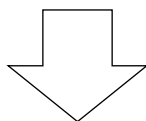
③学校を核とした地域づくりの推進

- 一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していく視点が重要。
- 子どもたちも、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

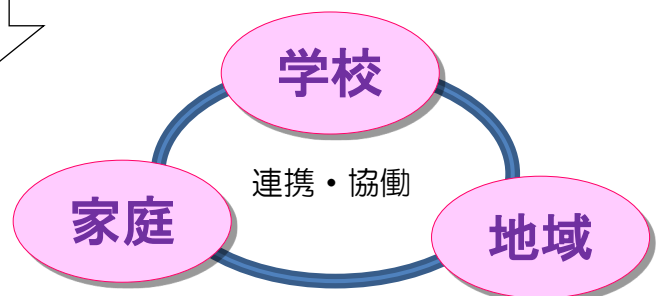


学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要がある。



コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度）の導入



2. コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

(1) 市町村の役割と推進方策

- 今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取り組みを推進していくことが求められる。
- コミュニティ・スクールの推進に当たっては、中学校区を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりを進めていくことが期待される。

(2) 推進のための方策

- コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- 教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及・啓発
- 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- 管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- 学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- 地域住民や保護者等の参画の促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進
- 地域連携の推進を担当する教職員の明確化
- コミュニティ・スクールとしての取り組みの充実を図るための学校裁量で支出できる運営経費の措置

II. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置における方針

1. 国の方針〔中央教育審議会答申（平成27年12月21日）が示す方向性〕

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

- 今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきである。
- 各教育委員会は、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要である。

2. 法改正について

平成29年3月27日、「義務教育諸学校等の指導体制の充実及び学校運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決され、4月1日より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正・施行された。

《主な改正点》**教育委員会に対する学校運営協議会設置の努力義務化／学校運営への支援について協議事項に位置付け／委員に「地域学校協働活動推進員」を加える**などの規定の見直し

3. 市川市の方針

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会を各幼稚園・学校に設置することについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第4節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】（設置） 令和4年4月改正

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に、協議会を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合に該当するときは、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

Ⅲ. 学校運営協議会の仕組みについて

1. 学校運営協議会の主な役割について

学校運営協議会は、法律上の3つの機能を備える。この内容については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第4節 学校運営協議会

第47条の5 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市区町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編制に関する事項
- (3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

これにより、**法律に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、次の4つの役割を担う。**

(i) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること《必須》

保護者や地域住民等の参画を得た学校運営ができ、園長・校長の異動があっても継続的な学校運営が図られる。そのため、園長・校長が協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。説明の際準備する資料は、「園・学校要覧」等である。これらの資料に沿い、「学校教育目標やめざす児童生徒像及び教職員像／経営の重点／現状と課題／年間行事予定」等、年間の方針を提案する。

(ii) 業務量管理・健康確保措置の基本的な方針を承認すること《必須》【小・中・特・義のみ】

学校が作成をした「業務量管理・健康確保措置の基本的な方針」について、説明をし、学校運営協議会委員の承認を得る。

(iii) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること《任意》

「挨拶の指導に力を入れてほしい／特別教室にエアコンをいれてほしい」等、学校行事や授業改善、生徒指導等に対し意見が出されることで、教職員の学校運営への改善意識が高まるとともに、改善に向けて地域住民等が学校を支援する取り組みにつながっていく。風通しのよい学校運営、家庭・学校・地域の信頼関係の構築にもつながる。

(iv) 教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べることができること《任意》

「地域連携の核となる社会教育主事資格者の教員の任用／〇〇部を強化するための教員の任用／小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の任用／地域との連携による学校づくりマネジメント力を発揮する校長の留任」等、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられる。

また、**市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づいて、5つ目の役割を担う。**

(IV) 学校関係者評価を行うこと《必須》

2. 学校関係者評価について

学校評価と一体的に推進できる仕組みとする学校関係者評価を実施する。この内容については、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

第14条 3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

附則

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

これにより**学校運営協議会委員が評価を行い、この結果を公開する必要がある**。学校運営協議会委員による評価は、学校に数多く足を運ぶため、学校をよく知った上で意見を述べることができる。また、アンケートにとどまらず、学校が地域住民と直接コミュニケーションをとりながら、具体的な議論ができる。さらに、ブロック単位で評価を行うことで、幼保小中連携に関する共通項目の評価ができ充実が図れる。

3. 専門部会について

専門部会については、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

（専門部会）令和4年4月改正

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、第2条ただし書の規定により2以上の学校について一の協議会が置かれた場合にあつては、当該2以上の学校ごとに、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針その他当該学校の運営に関する事項を協議させるための専門部会を置くものとする。

3 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

4 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

これにより、必要があると認められた場合は専門部会を置き、協議を行うことができる。場合によっては、在籍中の児童生徒（児童・生徒会本部役員等）が意見交換として、専門部会に参加できる。

【例】地域部会（地域のボランティア活動の推進や行事への参加）

サポート部会（保護者・地域による学習支援、ボランティア活動）

健全育成部会（挨拶運動などの学校とともに行う活動）

義務教育学校の設置に関する検討委員会

校舎建て替えに関する検討委員会

地域安全整備委員会（地域との連携による見守り活動）

4. 学校運営協議会の情報提供について

学校運営協議会の情報提供については、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

（情報提供）

第13条 協議会は対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

これにより、各幼稚園・学校でホームページを作成し、開催案内や会議資料等を掲載することで、情報を提供していく。また、保護者や地域住民へ「学校だより」等のおたよりを配布し、周知していく必要がある。保護者や地域住民にとって、どのようなことが協議され、どのように学校が動いているのかな

【資料】市川市教育委員会規則第6号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項、第4項、第7項及び第10項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に、協議会を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合に該当するときは、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。ただし、第2条ただし書の規定により置かれた協議会については、教育委員会が別に定める人数により組織することができる。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤特別職とする。

6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員(第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(専門部会)

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、第2条ただし書の規定により2以上の学校について一の協議会が置かれた場合にあっては、当該2以上の学校ごとに、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針その他当該学校の運営に関する事項を協議させるための専門部会を置くものとする。

3 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

4 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編制に関する事項

(3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

(情報提供)

第13条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務)

第16条 協議会の事務は、教育委員会事務局教育振興部において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年教育委員会規則第6号）第2条に規定する指定学校については、同条の規定により設置された当該指定学校の学校運営協議会において前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表するものとする。

第13条の4中「第13条の2第1項」の次に「及び前条」を加え、「及び前条の規定により評価を行った場合はその結果」を削る。

附 則（平成29年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月6日教育委員会規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する指定学校に置く学校運営協議会並びに旧規則第5条第1項の規定により任命された委員及び旧規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者は、それぞれ

れ第1条の規定による改正後の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「新規則」という。）別表に掲げる学校に置く学校運営協議会並びに新規則第5条第1項の規定により任命された委員及び新規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者とみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新規則第5条第3項の規定にかかわらず、旧規則第5条第1項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正）

4 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「第2条に規定する指定学校」を「別表に掲げる学校」に、「同条の規定により」を「当該学校に」に改め、「当該指定学校の」を削る。

附 則（平成30年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月9日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月8日教育委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月8日から施行する。

（市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正）

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

附 則（令和2年9月7日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

コミュニティ・スクール Q&A

*各質問の後ろに“【 】”が記載されている場合は、ガイドラインの項目に対応しています。

コミュニティ・スクールについて

Q. コミュニティ・スクールとは？【Ⅰ・Ⅱ】

A. “学校運営協議会”を設置している学校のことを指す。

Q. 法律や規則は定められているの？【Ⅱ・資料1】

A. 国では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に定められており、これを受けて市川市でも、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」を設けている。

Q. なぜ、国はこのような方向性を出したの？【Ⅰ】

A. 子どもたちを育てるには、家庭だけ学校だけではなく、家庭や学校、地域住民等が一体となって育むことが大切であるとされ、“地域とともにある学校”へと転換していく方向性が出されたため。

Q. 学校運営協議会を設置するだけで、子どもたちを育むための支援活動になるの？【Ⅰ】

A. 学校運営協議会と併せて“地域学校協働本部”の整備も必要とされている。

Q. 「コミュニティ・スクール」とは？

A. 「学校運営協議会」を設置している学校の事を指す。「地域学校協働本部」と両輪となり、一体的に推進することで、地域と学校の連携・協働体制の充実を図るもの。

学校運営協議会について

1. 学校運営協議会の概要

Q. 学校運営協議会とは？【Ⅱ-1】

A. 保護者や地域の方が、一定の権限を持って学校運営に参画する仕組みのこと。“参加”ではなく“参画”なので重要な役割を担う。

*参画とは…（政策や事業などの）計画に加わること。[広辞苑より]

Q. 学校運営協議会はどのような学校に設置されるの？【Ⅱ-2】

A. 平成29年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正・施行され、教育委員会に対する学校運営協議会設置が努力義務化された。→全国全ての公立学校に設置

Q. 具体的に市川市では、学校運営協議会はどのような学校に設置されているの？【Ⅱ-3】

A. 市立幼稚園（4園）・小学校（38校）・中学校（15校）・義務教育学校（1校）・特別支援学校（1校）に設置。[4園・55校]

Q. 学校運営協議会の内容（役割）とは？【Ⅲ】

A. ①《必須》園長・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。必須事項のため必ず行う。各幼稚園・学校では、第1回学校運営協議会で協議されている。

②《必須》業務量管理・健康確保措置の基本的な方針を承認する。必須事項のため必ず行う。各幼稚園・学校では、第1回学校運営協議会で協議されている

②《任意》学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる。

③《任意》教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる。あくまでも任用に関してだけであるため、辞めさせたいなどの意見は受け入れられない。

④《必須》学校関係者評価を行う。

Q. 幼稚園・学校評議員と学校運営協議会委員の役割の違いは？

A. 幼稚園・学校評議員は、園長・校長の求めに応じて意見を述べる個人であるものに対し、学校運営協議会委員は、学校運営について協議をする機関〔合議体〕であるという違い。

Q. コミュニティサポート委員会との違いは？

A. 子供たちを中心に置き、家庭・学校・地域の連携・協働を一層推進し、力を合わせて子供たちの成長を支えていくためのツールとしては同じものである。ただし、学校運営協議会は、非常勤特別職の地方公務員という身分で一定の権限を持ち、協議や熟議を行うため、責任が課せられる。また、合議体であるため、委員の人数に制限を設けていることや学識経験者が入るなど、子供たちのために深い話し合いを行い、より一層学校の応援団としての役割を担う。

2. 教職員の任用に関する意見について

Q. 人事に関する内容なので、できれば協議したくない。絶対に議題にあげなければいけないのか？

【VI-2】

A. いいえ。任意事項のため、幼稚園・学校の実態に合わせてよい。

Q. 人事に関する内容を地域住民や保護者に話すのは抵抗があるが、そのあたりは大丈夫？【VI-2】

A. 学校運営協議会委員には守秘義務が課せられている。

Q. 人事に関してどのあたりまで話をすればよいのか？【VI-2】

A. 園長・学校長判断でよい。多くの学校では、教職員数、年齢構成、正規職員と講師（非常勤）の割合、年度末退職・異動対象予定数、現状の課題等について学校運営の基本方針をもとに、園長・校長先生の求める教育像を提示いただく。その後、協議が行われている。

Q. 協議中に混乱が生じることは？【VI-2】

A. 今までに一度もない。多くの委員が、園長・校長先生が求める教員像に賛同している。

Q. 「意見書」を提出したあとの回答については？【VI-2】

A. 教育委員会からの回答はない。そのため、新聞発表や次年度の「園・学校だより」（教職員紹介）より、回答にかえさせていただく。

3. 学校運営協議会委員について

Q. 学校運営協議会は何名で構成されるの？【IV-2】

A. 市川市の規則により、15名以内で構成される。ただし小中一貫校のように2以上の学校で一の協議会を置く場合には「15名以内×一の協議会を構成する学校・園数」で構成される。

Q. 学校運営協議会委員は、15人揃わないといけないの？

A. いいえ。

Q. 学校運営協議会委員の任期はどのくらい？【IV-2】

A. 任期は2年以内。再任されることができる。

Q. どのような人が学校運営委員に選ばれるの？【IV-2】

A. 第1号委員～第7号委員に区分される。

①対象学校に係る地域住民／②対象学校に係る保護者／③対象学校の運営に資する活動を行う者／④学識経験を有する者／⑤対象学校の校長／⑥対象学校の教職員／⑦その他教育委員会が適当と認める者

- Q. 委員は誰が選ぶの？【IV-1-①、②】
- A. 園長・校長を中心に委員候補者が選出される。
- Q. 委員の任命は誰がするの？【IV-1-①、②】
- A. 教育委員会が任命する。
- Q. 委員の身分は？【IV-2】
- A. 教育委員会が任命するため、“非常勤特別職の地方公務員”となる。そのため、任期中はもちろん、任期が解かれた後も守秘義務が課せられる。
- Q. 委員候補者の手続きは？【IV-1-①、②】
- A. 学校は、委員候補者に内諾を得たのち「推薦書」を作成し、教育委員会事務局へ提出する。「委員承諾書」は、第1回目の会議の際に教育委員会事務局より配付。
- Q. 他園・学校との兼任はできるの？
- A. 原則はできない。理由としては「地域とともにある学校」として地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、より多くの人たちが関わり合い、地域全体で子どもたちの学びを展開していく持続可能な地域・環境を整えていくことを目指しているため。
- しかし令和4年度より「第4号委員（学識経験者）のみ2校まで兼任可能」となった。ただし多忙化解消等の観点から「現職の校長は兼任することはできない」。また学校運営協議会・会長は1校でしか務めることはできない。
- Q. 委員から辞任の申し出があった場合は？【IV-7】
- A. 園・学校は、速やかに教育委員会事務局に連絡をする。また、対象委員へは「辞任願」を渡し回収する。その後、教育委員会事務局へ提出する。（本人の承諾を頂ければ、代筆可）
- Q. 任期を2年以内と定めているが、教職員の人事異動やPTAの改選があった場合は、途中で辞任できる？
- A. はい。2年以内と定めているため、年度ごとに委員報酬を支払うため可能である。
- Q. 委員を増やしたいときは？
- A. 園・学校は、速やかに教育委員会事務局に連絡をする。任命するタイミングもあるため、詳細はその際に教育委員会事務局より伝える。
- Q. 任期満了に伴う委員の改編については？【IV-1-①】
- A. 再任は妨げないものとされているが、委員の任期が2年以内と定めているため、園長・校長は、「推薦書」を作成し、教育委員会事務局に提出する。

4. 委員報酬について

- Q. 委員への報酬は発生するの？【IV-4】
- A. 非常勤特別職の地方公務員であるため発生する。
- Q. 委員報酬はいつ、どのように支払われるの？【IV-4】
- A. 年度末（3月下旬）に指定口座へ振り込まれる。
- Q. 委員から報酬辞退の申し出があった場合、辞退は可能か？【IV-4】
- A. 可能である。ただし、「報酬辞退届」を記入してもらい、教育委員会事務局へ提出。
- （*報酬を支払わないため、マイナンバーの写し及び本人確認書類の写しの提出は不要。）

Q. 報酬を支払えない人は？【Ⅳ－４】

A. 学校長や教職員などの県職、園長や公民館長などの市職及び再任用のフルタイムで働いている方等。
（＊報酬を支払えないため、報酬辞退届の提出は不要。）

Q. 任期の途中で委員が辞任した場合や死亡した場合の委員報酬は？【Ⅳ－４】

A. 月割で支払われる。

5. 学校運営協議会の開催について

Q. 学校運営協議会は年に何回開催しなければならないの？また時期は決まっているの？【Ⅵ－１】

A. 回数や時期は決まっていはいないが、目安としては年間５～６回を推奨している。

Q. 開催場所は？【Ⅵ－１】

A. 各幼稚園・学校の校長室・会議室・図書室等。ただし、中学校ブロックでの合同開催の場合は人数が増えるため、会場校や場所を相談して決める。

Q. 学校運営協議会を開催する場合、誰が招集するの？招集の方法は？【Ⅴ】

A. 任期１年目の第１回目は教育長名で招集し、第２回目以降は会長名で招集する。招集の方法は、依頼文書を各委員に郵送する。会長が招集とは言っても、実際は、各学校より依頼文書を郵送することになる。

Q. 学校運営協議会は傍聴できるの？

A. 市の規則により、原則公開するため、保護者や地域住民の傍聴が可とされている。

Q. 学校運営協議会は誰が主導で進めていくの？【Ⅳ－２】

A. 会長・副会長をそれぞれ１名ずつ委員の中から選び、会長が協議会を進めていく。

Q. 実際に学校運営協議会では、どのようなことが話題になるの？【Ⅵ－１】

- A. ①【必須】園長・校長が作成する「学校の運営方針の承認」
②【必須】「業務量管理・健康確保措置の基本的な方針の承認」
③【必須】「学校関係者評価」
i 【任意】「学校運営や学校施設について」の意見
ii 【任意】「教職員の任用」に関する意見
iii 【任意】「家庭・学校・地域連携」の視点からの協議や熟議、情報や意見の交換、地域行事等の共有、少年健全育成を図るための意見交換など。

Q. 会議の精選が図られると聞いたがどういうこと？コミュニティサポート委員会や少年健全育成会議はどうなったの？

A. 「幼稚園・学校評議員会」「コミュニティサポート委員会」「少年健全育成会議」といったすべて会議が学校運営協議会に集約した。ただし、これらの会議で話し合われてきた内容は引き継がれ、学校運営協議会の中で協議される。

Q. 今までのコミュニティサポート委員会で活動してくれた委員は今後どうなるの？

A. 多くの方が学校運営協議会委員に移行された。しかし、１５名以内と定めているため、学校運営協議会委員に選出されなかった場合は、地域学校協働本部の活動でご尽力いただく。また、専門的な課題解決に向けた協議が必要な場合は、専門部会を置くことができ、その中で話し合いを進めることができる。

Q. 学校運営協議会について情報提供をする必要があるの？【Ⅲ－４】

A. 市の規則により、各幼稚園・学校でホームページを作成し、学校運営協議会の内容を保護者や地域

住民へおたより（「学校運営協議会だより」「園・学校だより」等）を通じて周知していく。また、自治会等の回覧板や掲示板を利用し周知していく。